

本日の内容

1.消費税率引上げでどうなる？

- 1 複数税率(軽減税率)が導入される

【資料】軽減税率対象品目

- 2 国では3つの支援制度を準備

2.3つの支援制度の内容は？

- 1 **事業者**のための**軽減税率対応レジ補助金**
- 2 **事業者**のための**キャッシュレス事業**
- 3 **消費者**のための**ポイント還元事業**



1. 消費税率引き上げでどうなる？

ー1 複数税率(軽減税率)が導入される

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられますが、政府では前回(5%→8%)の経験を活かし、施策を総動員して経済に影響を及ぼさないよう全力で対応することを表明。(H30.10.15臨時閣議)

その中の一つとして、家計消費の4分の1を占める飲食料品については、消費税率が8%に据え置かれます。

一部取引について消費税が2%少なくなるので軽減税率と言います。

軽減税率対象の飲食料品等を取扱う事業者においては、取引(売り買い)の都度、軽減税率の対象になるかどうかの判断が必要です。



【資料】軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目

飲 食 料 品

飲食物品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。



※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、**人の飲用又は食用に供されるもの**です。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

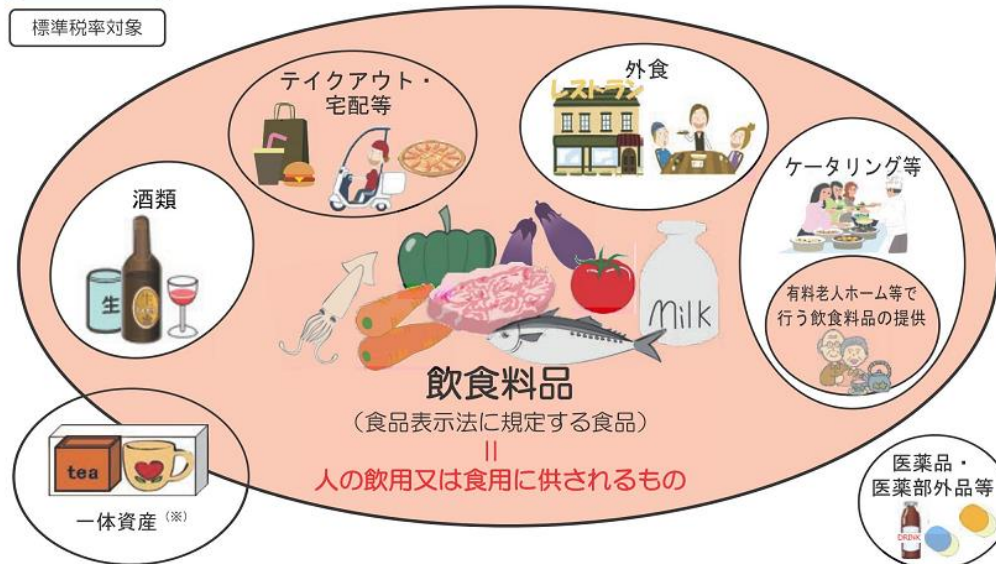
新 聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食物品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は、飲食物品に含まれます（詳しくは4ページ参照）。

借方金額	税	借方科目	摘要
1 税込 2,145	714	会議費	
(158	8%	お茶代	
2 税込 3,300	715	会議費	
(300	10%	会議室利用	
3 税込 23,379	713	水道光熱費	
(同じ科目でも、標準税率/軽減税率/経過措置を区分する必要があります。

- Q. 宅配・外食・ケータリングで宅配だけなぜ軽減税率の対象？
- A. 外食とケータリングは料理の【提供】というサービスを伴う取引なのに対して、宅配は商品の販売場所が店舗が家の玄関かの違いで、サービス等が無いと解釈されるため。
- Q. その場で食べるかテイクアウトかの判定は？
- A. 販売時点で確定。(販売前に聞く) 販売した後に実際どう消費されても変わりません。

【資料】

軽減税率・標準税率 対象品目の線引き

8% (軽減税率)		10% (標準税率)	
飲食料品	精米、野菜、精肉、鮮魚、 乳製品、パン類、菓子類など	飲食料品に 該当しない	家畜用動物、 観賞用の魚
	食用の氷		保冷用の氷、ドライアイス
	ミネラルウォーター		水道水
	ノンアルコールビール、 甘酒・みりん風調味料(アルコール分1%未満)		酒類 (ビール、ワイン、日本酒、みりん、調理酒など)
飲食料品の譲渡	テイクアウト、出前	飲食料品の譲渡に 該当しない	レストラン、出張料理、 屋台などでの食事
	学校給食、有料老人ホーム などで提供される食事		社員食堂、 学生食堂での食事
	ホテルや旅館の 客室冷蔵庫内の飲料		ホテルのルームサービス
	果物狩りで収穫した 果物の購入		果物狩りで収穫した 果物の果樹園内での飲食
新聞の譲渡	週2回以上発行される 定期購読の新聞	新聞の譲渡に 該当しない	電子版の新聞 コンビニなどで販売される新聞

ちなみに、

飲食料品を入れる容器などは、飲食店の仕入(ニメーカーの売上)は10%になり、
 容器を店内飲食に使用する場合も10%で計算しますが、
 テイクアウト・出前などに使用する場合は8%で計算します。
 仕入時と売上時で消費税率が変わることになりますので注意してください。



1.消費税率引上げでどうなる？

ー2 国では3つの支援制度を準備

今回、消費税率が引き上げられることにより

1.軽減税率が導入される

Q.10%と8%の二つの税率が存在するけど売上集計とかどうやって区別すれば良い？ 確定申告が難しくならない？

A.それぞれ分けて計算するようになるので、難しくなります。
区別して計算するのが難しい。

そんなあなたに

レジ・システム補助金

※売上だけでなく、仕入(経費)にも影響するので飲食料品の扱いの無い事業者もきちんと分けないとけません。

2.支出(税金の負担)が増える

Q.今まで通りの買物がし辛くなりそう。。。

個人の消費が減少したら景気も悪くなって良いことないじゃん？

A.前回は税率引き上げの後は消費が停滞しましたが、その経験を
活かして

消費者還元事業

1. 消費税率引上げでどうなる？

— 2 国では3つの支援制度を準備

消費税とは直接関係ないけど・・・

昨今は何かと人手不足で困っている

→調査してみたら現金管理にかなりの時間が((+_+))

オリンピックもあるしインバウンドも増えて来てるゾ。

→世界的に見ると非現金取引が増えている↑↑

→旅行者は現金持ち歩きたくない(両替も勿体ない)

—————消費者還元事業の推進のためにも—————

そうだ、キャッシュレス化を推進しよう というわけではないですが

キャッシュレス事業



2. 3つの支援制度の内容は？

- 1 事業者のための軽減税率対応レジ補助金
- 2 事業者のためのキャッシュレス事業
- 3 消費者のためのポイント還元事業

※正式には—2と—3は一つの事業として

『キャッシュレス・消費者還元事業』と呼ぶ。



ー1 事業者のための軽減税率対応レジ補助金

☆対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている
中小の小売事業者等

☆対象物：POSレジ、ガチャレジ、モバイルPOSレジ 等

☆補助率：原則3／4（本体3万円未満は4／5）

☆補助上限：レジ・券売機1台あたり **20万円**

マスタ等設定が必要⇒ **+20万円**

複数台導入の場合、1事業者200万円まで

☆完了期限：2019年9月30日

(導入⇒支払の完了まで)

★受発注システムも対象



一 2 事業者のためのキャッシュレス事業(業務効率化)

☆対象者 一般の中小・小規模事業者

対象外になる業種は？

- 国、地方公共団体、公共法人
- 学校等
- 宗教法人
- 保健医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉事業等
- 金融商品取引業者、金融機関、生損保会社等
- 暴力団等に関係する事業者
- 風営法上の風俗営業等
- 保稅売店
- 法人格のない任意団体
- 主旨に適切でない者

☆補助対象 一般的な購買に繰り返し利用できる電子的決済手段導入
(クレジット・デビットカード、電子マネー、QRコード)

☆補助内容 加盟店手数料約2%台以下(上限3.25%且つ1/3を国が補助)
端末導入負担ゼロ(1/3を決済事業者、2/3を国が補助)

☆期 間 2019年10月1日~2020年6月30日



一 2 事業者のためのキャッシュレス事業(業務効率化)

- ☆補 足 現在、既に何らかの決済手段を導入している事業者は
- 新たな決済手段の導入
 - 今の決済手段は維持して契約を切り替える
(今の契約手数料が3.25%以上なら今回の補助事業を活用した方が得)
 - 今回の補助事業を契機に他社に乗り換える

いずれも可能 & 契約の切り換えは同一会社でもOK

既にカード決済等を導入している場合、現在利用している決済端末の機能・設置者を確認してください。

※決済事業者：クレジットカード発行会社、金融機関等で各決済手段を提供する事業者(事前登録・公開制)



一 2 事業者のためのキャッシュレス事業(業務効率化)

キャッシュレス決済ってどんな種類が？

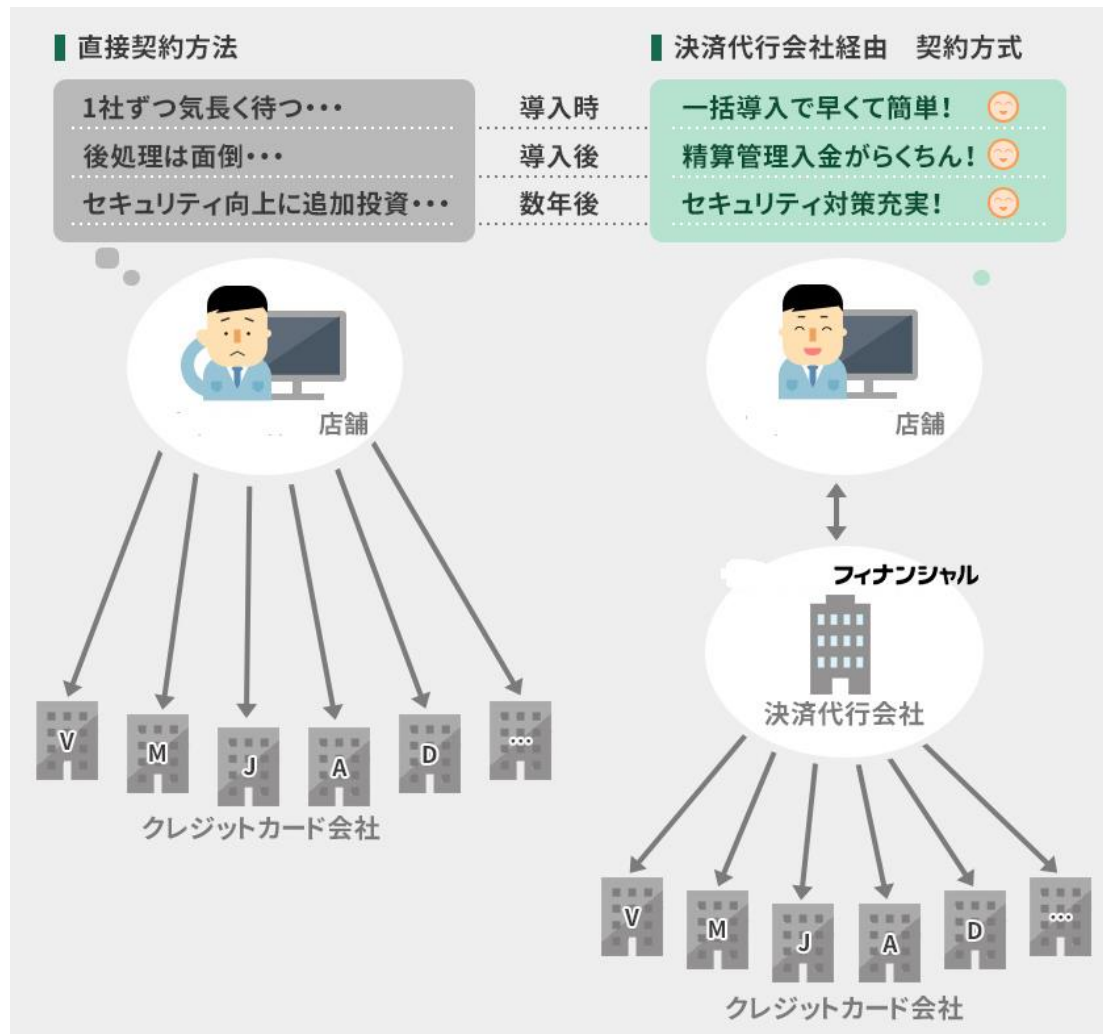
→ 主なサービス例、支払い方法は以下の通り。

	前払い (プリペイド)	即時払い (リアルタイムペイメント)	後払い (ポストペイ)	
主なサービス例	電子マネー (流通系／交通系など) 	デビットカード (ブランドデビット/デビット) 	モバイルウォレット (スマホ、携帯電話等) ※プリペイド・ポストペイ可 	クレジットカード (国際ブランド、銀行系、信販系等) 
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 電子財布、子供も使用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 即時銀行引き落とし 	<ul style="list-style-type: none"> リアルタイム取引 	<ul style="list-style-type: none"> 後払い、与信機能
【主な】 支払方法	<ul style="list-style-type: none"> タッチ式 (非接触) 	<ul style="list-style-type: none"> スライド (磁気) 読み込み式 (IC) タッチ式 	<ul style="list-style-type: none"> カメラ読込 (QRコード) タッチ式 	<ul style="list-style-type: none"> スライド (IC化を促進) 読み込み式 タッチ式
【参考】 消費に占める割合	1.7%	0.3%	—	18.0%

国内キャッシュレス比率 (2016年) : 20%

一 2 事業者のためのキャッシュレス事業(業務効率化)

どういう契約の仕方になるの？



←のように2種類の方法があります。

今回のキャッシュレス事業に決済事業者として参画している決済代行会社もあります。

今回は補助事業ということもあり、直接契約もハードルが下がっているため、あまりたくさんブランドを取扱いたくない方は直接契約方法でも良いと思います。

また、後ほど説明しますが、決済代行会社経由で契約をする場合、ポイント還元事業の申請が煩雑になることが見込まれています。



一 2 事業者のためのキャッシュレス事業(業務効率化)

Q. そもそもキャッシュレス化して意味あるの？

事業者にとってのメリット

- レジ締め・現金取扱時間の短縮 ⇒ 人手不足対策
- 現金の搬出入回数の減少 ⇒ 手間・トラブルの減少
- 売上管理が容易さ(データで蓄積)
- 個人の購買情報を蓄積 ⇒ 販促に繋がる
- 訪日外国人の54%がクレジットカードを利用!!
- 店内の現金量が減る ⇒ 紛失・盗難リスク減少
- 紙幣・硬貨に触れない ⇒ 衛生的

消費者にとってのメリット

- 手ぶらで簡単に買物が可能(大金・小銭の持ち歩きが不要)
- 履歴がデータ化できる(アプリで家計簿の管理ができる)
- 紛失・盗難時の被害リスクが低い



ー2 事業者のためのキャッシュレス事業(業務効率化)

Q.種類がたくさんあるし、ブランドも違う。手数料や入金サイクルとか難しいことはわからない。そもそも来年7月以降はどうなるの？ \(\square\)(\(\square\))

A.各決済事業者が「使えるブランド」「手数料」「来年7月以降の条件」「入金タイミング」等を公表しています。

つまり、事業者の方は一覧の中から

自社に合う条件の**決済事業者を選ぶ**ことが出来ます。

ページ数が多いのでお配りは出来ませんが、会場に準備していますので気になる方はご覧ください。

参考URL: [HTTP://CASHLESS.GO.JP](http://CASHLESS.GO.JP)



一 3 消費者のためのポイント還元事業(景気・消費対策)

☆対象者 中小・小規模事業者

対象外になる業種は？

- 国、地方公共団体、公共法人
- 学校等
- 宗教法人
- 保健医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会福祉事業等
- 金融商品取引業者、金融機関、生損保会社等
- 暴力団等に関する事業者
- 風営法上の風俗営業等
- 保稅売店
- 法人格のない任意団体
- 主旨に適切でない者

☆内 容 **キャッシュレス決済**による購買をされた消費者に利用額の5%(フランチャイズチェーンは2%)を**ポイントで還元**

☆期 間 2019年10月1日~2020年6月30日

☆対象取引 **対象外取引**にならない取引

対象外取引とは？

- 有価証券等、郵便切手類、印紙、商品券、プリペイドカード等
- 自動車(新車・中古車) ※6輪の農耕機械類は対象
- 宝くじ等の公営ギャンブル
- 収納代行・代金引換サービス等支払い
- 給与、貸金、寄付金等
- 主旨に適切でない物の購入



一 3 消費者のためのポイント還元事業(景気・消費対策)

☆注 意 ①消費者還元事業への登録(決済事業者への申出)が必要
⇒登録することで決済事業者からIDが発行されます。
※複数の決済方法がある場合は、1社でIDを取得して
そのIDを他社でも使用します。
決済代行会社経由契約の場合は別途手間が掛かります。

②還元事業への参加店は公表されます。
⇒ホームページ、専用アプリ等で地図上に表示されます。
つまり、消費者は決済方法で店舗を選ぶ可能性が!!

例えば

同じ商品を購入するのに、

あちらではポイントが付く(キャッシュレス決済が使える)

こちらではポイントが付かない。(キャッシュレス決済が使えない)

あちらとこちら、どちらでお買い物の方がお得ですか？



つまり、**今**、何をすべき？

☆軽減税率の対象品目の取り扱いがある方

- ⇒ 軽減税率対応の準備が出来ているかを確認！
- ⇒ レジを変える必要がある方はレジ業者経由で申請を！

今使っている
レジメーカーが
手取り早い

☆キャッシュレス化をしたい方

- ⇒ 決済事業者一覧から自社に合う条件を探して連絡を！
(併せて消費者還元事業への参加も検討を！)

どの決済手段が
合っているかも
含めて検討を！

☆カード決済等導入済だが消費者還元事業に参加したい方

- ⇒ 現在契約のある会社が決裁事業者が確認して連絡を！

『決済事業者』
でなければ
新たな契約先を！

☆キャッシュレス決済を導入されていない方

- ⇒ 自社のキャッシュレス化メリットとデメリットで判断を！

カードを使いたい
お客様が
どれくらいいる？

☆どうしたらいいかわからない方

- ⇒ 商工会へご相談を！

その際は是非濱崎をご指名ください。
皆様のご指名がやる気に繋がります。

情報提供

全国商工会連合会と登録決済事業者2社が業務提携を行うことになりました。(1社は契約締結未了のため、本日の公表は控えます。)

商工会員の事業者の方が業務提携先決済事業者と契約をされた場合、利用額に応じて所属商工会等へ一部還元されます。

また、会員・職員向けに発行している年会費無料の商工会カードを利用の場合は、法人契約カードでもポイント還元事業の対象となる予定です。(法人契約のカードでは対象にならない決済事業者もあります。)

商工会カードについても、ご利用額に応じて、所属商工会等へ一部還元される仕組みとなっています。

決済事業者の選定が難しい方、ポイント還元のチャンスにクレジットカードを作りたいという方は商工会までご相談ください。

6月28日(金)に開催する説明会では端末の体験もできますので気になる方は是非ご参加ください。

